

川崎市コミュニティ交通導入の支援（車両の使用貸借）に関する要領

（目的）

第1条 この要領は、身近な地域交通の実現に向けた協議会等（以下「協議会等」という。）地域住民の主体的な取組に基づき、交通事業者が路線を定めて定期に運行する自動車等により地域住民等を運送する事業（以下「コミュニティ交通」という。）の導入にあたり、道路運送法（昭和26年6月1日法律第183号）第16条において、事業計画に定めるところに従い、その業務を行うことが義務付けられていることを受け、コミュニティ交通の安定した定期運行を確保するため、車両の貸付について必要な事項を定め、もって、地域にふさわしい持続可能な交通手段の導入の実現及び地域の活性化に資することを目的とする。

（支援の内容）

第2条 市長は、保有する車両の範囲内で、次の支援を行うものとする。

（1）コミュニティ交通の運行を実施する交通事業者に対する車両の無償貸付け

（事前の協議等）

第3条 協議会等は、支援を受けようとするときは、「地域交通の手引き」を踏まえて、市と十分な協議、調整を行わなければならない。

2 市長は、前項の協議、調整に基づき、交通事業者に対し必要な支援を行うものとする。

（車両使用貸借の申請）

第4条 川崎市コミュニティ交通導入等の支援及び補助金交付に関する要綱第4条第1項の規定により依頼を受けた交通事業者は、川崎市コミュニティ交通導入支援（車両の使用貸借）申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- （1）協議会等からの依頼書
- （2）コミュニティ交通の運行の実施に関する計画書
- （3）その他市長が必要と認める書類

(車両使用貸借の決定及び通知)

第5条 市長は、前条第1項の規定により補助金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、車両使用貸借の決定を行い、川崎市コミュニティ交通導入支援（車両の使用貸借）決定通知書（第2号様式）により、通知するものとする。

2 市長は、前項の車両使用貸借の決定にあたって、必要な条件を付することができる。

(申請の変更等)

第6条 車両使用貸借の決定を受けた者（以下「支援対象事業者」という。）は、車両使用貸借の申請に係わる内容を変更しようとするときは、第4条に準じて申請し、市長は適正と認めるときは第5条に準じて通知するものとする。

2 支援対象事業者は、車両使用貸借の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る車両使用貸借の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該車両使用貸借の決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、市長に申請の取り下げの届出を行い、申請を取り下げることができる。

3 支援対象事業者は、車両使用貸借の決定の通知を受けた後に事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、川崎市コミュニティ交通導入支援（車両の使用貸借）中止（廃止）届出書（第3号様式）により、市長に中止又は廃止の届出をしなければならない。

(決定の取消し)

第7条 市長は、支援対象事業者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、車両使用貸借の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により車両使用貸借を受けたとき。

(2) 貸付けられた車両を本市の地域交通支援事業以外の用途に使用したとき。

(3) 車両使用貸借の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

(4) 支援対象事業者が川崎市財産規則（昭和39年4月1日規則第33号）に違反したとき。

(5) 支援対象事業者が破産手続開始、再生手続開始又は更生手続の申立て等があったとき。

(6) 支援対象事業者が川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

(7) 支援対象事業者が神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により車両使用貸借の決定を取消したときは、車両の返却を命ずるものとし、支援対象事業者は、速やかに当該車両を返却しなければならない。

（使用状況等の報告）

第8条 支援対象事業者は、毎年4月末日までに前年度の貸付けられた車両の使用状況等及び任意保険の契約状況について市長に報告しなければならない。なお、市長の要求があれば、その都度、報告しなければならない。

（車両の管理等）

第9条 支援対象事業者は、貸付けられた車両について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 車両の貸借期間は、原則5年以内とする。ただし、市長が認める場合は、貸借期間を延長できるものとする。

（事業の中止等）

第10条 支援対象事業者は、コミュニティ交通の運行の用に供した後に、コミュニティ交通を中止し又は廃止しようとするときは、車両を返却しなければならない。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、まちづくり局長が定める。

附 則

この要領は、平成26年5月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

第 1 号様式

年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

申請者住所（所在地）

申請者氏名（代表者名）

川崎市コミュニティ交通導入支援（車両の使用貸借）申請書

川崎市コミュニティ交通導入支援の車両の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

川崎市指令ま交政第 号
年 月 日

申請者住所（所在地）

申請者氏名（代表者名）

川崎市長 印

川崎市コミュニティ交通導入支援（車両の使用貸借）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった川崎市コミュニティ交通導入支援（車両の使用貸借）について、次のとおり支援します。

1 貸付ける車両は、次のとおりとします。

車両の車種

2 車両貸付けの条件は、次のとおりとします。

（1）計画変更の申請

支援対象事業者は、支援対象事業の内容を変更するときは、要領第 6 条第 1 項により、あらかじめ変更の申請書を市長に提出し、その承認を受けなければなりません。

（2）中止又は廃止の届出

支援対象事業者は、支援対象事業を中止又は廃止しようとするときは、要領第 6 条第 3 項により、速やかに市長あてに中止又は廃止の届出をしなければなりません。

（3）決定の取消し

決定後、要領第 7 条第 1 項の各号に該当すると認められる場合には、決定を取消すことがあります。

（4）車両の返却

支援対象事業者は決定を取消された場合は、速やかに車両を返却しなければなりません。

（5）車両の管理

支援対象事業者は、車両について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、できる限り長く使用できるよう、適切な管理・運営を図らなければなりません。

（6）使用貸借契約書の締結

支援対象事業者は、車両の使用貸借にあたり、市と使用貸借契約を締結しなければなりません。

（注）車両貸与の条件は以上によるほか、必要に応じて条件を付す場合があります。

第3号様式

年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

申請者住所（所在地）

申請者氏名（代表者名）

川崎市コミュニティ交通導入支援（車両の使用貸借）中止（廃止）届出書

年 月 日付け 川崎市指令ま交政第 号により、決定通知のありました川崎市
コミュニティ交通導入支援（車両の使用貸借）について、次の理由により、事業を中止（廃
止）したいので、承認願います。

1 事業を中止（廃止）する理由

2 事業を中止する場合はその期間

（1）中止期間 年 月 日～ 年 月 日

3 その他必要な書類